1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、村が行う物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものです。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、村の全ての課・局が発注する物品等の調達とします。

- 3 調達の対象となる障害者就労施設等
 - この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりです。
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限 る。)
- オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
- ア 障害者の雇用促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
- イ 重度障がい者多数雇用事業所(次の①~③の要件をすべて満たすもの)
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の 20%以上
 - ③雇用障がい者の占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の 割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
- ア 在宅就業障がい者
- イ 在宅就業支援団体

4 調達の目標

調達の目標は1件以上とし、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及 び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるもの とします。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等からの提供可能な物品等の調達について、保健福祉課が情報を 調査、集約し、庁内に情報提供をします。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直したときは、村ホームページ等で公表します。
- (2) 調達実績については、翌年度に取りまとめ、村ホームページで公表します。